

(業者提示用・物品出納通知書用)

物品購入等仕様書 (内訳書)								A
発注局課	選挙管理委員会事務局選挙課	担当者名	三好					電話 (671-3337)
納入期限	令和3年10月31日	部分払	しない					
納入場所	選挙管理委員会事務局選挙課	用途	常時啓発					
分類 番号	品名	メーカー・型番 (同等品可)	品質・ 形状等	数量	単位	定価	単価 @	金額
	みなとみらい駅 70インチ両 面デジタルサイネージ		仕様書 の通り	1	式			
合 計								

グリーン購入  
非該当

(備考)

- 1 発注に際しては、太枠内の各項目を必ず記入すること。
- 2 物品出納通知書の内訳書として用いる場合は、契約決定による単価及び金額等を記入すること。

# 仕様書

## 1 目的

各種選挙への投票参加の呼びかけや明るい選挙推進のため、みなとみらい線みなとみらい駅における動画等広告を掲出する。

## 2 掲出場所、数量、期間

みなとみらい線みなとみらい駅 70インチ両面デジタルサイネージ

令和3年4月1日（木）～令和3年10月31日（日）（連続7か月間）

1ロール（3分）あたり1回（30秒）以上

ただし、1か月に1度、広告を差替えできること。差し替える時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。

また、必要に応じてラックにチラシの配架を行い、随時補充を実施すること。実施時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。配架に必要なチラシについては、市選管へ来課し受け取ること。

## 3 日程

契約決定後

動画等データ入稿

令和3年4月1日（木）

動画等広告掲出開始

令和3年10月31日（日）

動画等広告掲出期限

随時（開始時、差替え時）

動画等掲出の写真報告書の提出

## 4 その他

- (1) 広告枠は、選挙管理委員会事務局選挙課にて仮おさえ済。ただし、正式な枠の確保にかかる一切の費用は決定業者にて負担すること。
- (2) 放映の前後に選挙の候補者、もしくは政党等の広告が入らないようにすること。
- (3) 上記の掲出期間に掲出することができない場合には、すみやかに選挙管理委員会事務局選挙課に報告・協議すること。
- (4) 掲出時に写真を撮影すること。掲出後、14日以内に掲出写真を記載した報告書を提出すること。なお、掲出内容差替え時には、随時差替え後の動画等広告を写真撮影し、当該動画等広告開始後14日以内に写真を撮影したものを報告書として提出すること。
- (5) 公共割引申請書が必要な場合、選挙管理委員会名で提出するため、書式を用意すること。
- (6) 仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、必ず選挙管理委員会事務局選挙課に連絡すること。
- (7) この契約は、令和3年度予算が令和3年3月31日までに横浜市議会において議決されることを停止条件とする案件です。